

ふるさと史考

——船越元四郎著作集——

一九九八年七月 四日 印刷
一九九八年七月二八日 発行

著者 船越元四郎

発行 船越元四郎先生著作集刊行委員会

米子市中町二〇 米子市立山陰歴史館内

印刷 米子今井書店印刷工場

製本 日宝綜合製本株式会社

1 八幡信仰と米子市馬場の八幡社史

本稿は、馬場八幡社の現宮司内藤家に伝わる「八幡宮由緒書」「八幡社領并旧記録写」などを紹介するのが目的であるが、八幡神の信仰の成立についての研究、八幡社と紀氏一門との関係をも考えてみることにした。

八幡信仰の成立については、すでに多くの研究書が出されている。成立の次第、発展については、しかし諸説があり、最初にそのことについて簡単にふれておく。

宇佐八幡等信仰に関する主要な研究書と研究の方向は、以下のとおりである。

「八幡愚童訓」「八幡宇佐宮御託宣集」。前者は京都石清水の社僧、後者は宇佐の社僧による研究書。江戸時代、「豊前志」(渡辺重春)。明治以後「八幡の神の考」(栗田寛)、「八幡宮の研究」(宮地直一)、「不動安鎮法と八幡神」(松本栄一)、「仁聞菩薩と八幡神」(柳田國男・中山太郎)、「八幡について」(肥後和男)、「日唐交通と新羅神の信仰」(鏡山猛)、「八幡神考」(宗像三神と八幡説(波多野皖三))、「八幡信仰史の研究」(中野蟠龍)、「宇佐八幡宮文書」(大分県史料の内)、「宇佐神宮史」(竹内理三監修、中野蟠龍編)、「石清水八幡宮史」(相田二郎)、「石清水八幡宮史料叢書」全5巻(同社々務書発行)、「鎌倉市史、史料編第一、鶴岡八幡宮文書」、「宮崎宮史料」(村田正志編)。

二宮正彦著「八幡大神の創祀について」にみる学説史のまとめ（昭和三七年）

- (1) 八幡大神の原初形態は豊前国馬城峰の巨石崇拜に始まる。
- (2) 巨石の祭祀権は宇佐国造がもち、その祖神となる。
- (3) 奈良朝初期までは不明であるが、この時期に「八幡」の神名と仏教的要素が加味する。
- (4) 養老年間に、八幡大神の祭祀権は宇佐氏より大神氏に移り、祭神は菅田皇子となり、発展の体制が準備される。

- (5) 对新羅関係の鎮護国家の神として中央進出の機会が得られ、神仏習合が行われる。
- (6) 東大寺大仏と密接な関係ができ、飛躍的に進み、後神として比咩神が配祀される。
- (7) 東大寺大仏造立への神助が認められ、朝野の尊崇が集まり、発展の企図が達成される。

最近における八幡研究の主要な方向

- (1) 八幡宮・神宮寺等に関する縁起、八幡神託宣集等関係史料の考証。
 - (2) 八幡宮の特殊神事である放生会・行幸会等に関する研究。
 - (3) 初期八幡宮の仏教・道教との習合に関する研究。
 - (4) 八幡信仰の発展、特に社会思想、文化人類学等をふまえた思想史的研究。
- 原始八幡に関する中野蟠龍説——豊前国司上申の八幡神縁起や八幡託宣集によると、最初に八幡神を動かした族は辛嶋氏、ついで大神氏、そして最後に宇佐氏ということになるが、それらの氏族祭祀がどのようにしており、周囲を動かすに至ったかが問題（人間の共同生活の必要から神は生れる）。宇佐の神職・社僧団の老大き、神領の広大さ、神職・社僧居住範囲の広さ（豊前・豊後の五郡にわたる）、延喜式で宮と名のつく四社（伊勢は除いて鹿島・香取・宮崎・宇佐）のトップである。出雲大社の如きは僅かに神門郡の十二郷であった。

神社は本来その祭つてある地名をもって呼ぶのが殆んどであるが、宇佐の場合は別であった。奈良時代文献に三二件にわたり出てくる神社名は「八幡の神」「八幡大神宮」「広幡八幡大神宮」「八幡神社」など。「宇佐八幡」の文字の初見は貞観一八（八七六）年で、都に石清水八幡が鎮座した後に区別するためと思われる。

宇佐の宮をめぐる古い神事に「放生会」がある。豊前香春岳の古宮八幡から、銅鏡を行橋市の豊日別宮に納め、次々に鏡は霊場を廻り、宇佐和間浜で宇佐の神宮にわたす。この和間浜にはそのとき上毛郡古表八幡と下毛郡（中津市）の古要八幡から俣備を舟にのせてもってくる。宇佐の神職・社僧は舟で「コヒョウ岬」にて、そこで蟻貝を流す。これが放生の儀礼である。

もう一つ古い儀礼神事に「御行幸会」がある。これは下毛郡（中津市）の三角池のマコモで、七日間の断食をして枕をつくり、その枕を宇佐郡・下毛郡・速見郡と廻つて宇佐本殿に納める。古い枕は国東郡の人々の迎えをうけて、奈良へゆき、奈良から四国の伊予へ渡る。

一生懸命になって鏡を運んでくる、北の企救・京都・田川の地方は、かつては「止与」国といった。下毛・上毛・宇佐の地方はかつて「邪馬」といっていたようだ。「止与」と「邪馬」の中間に、築城郡の綾幡郷があり、そこに「矢幡八幡」がある。この社は古来宇佐八幡宮に密接な関係をもつ行事があった。宇佐の宮に勅使が下向すると、宇佐大官司は矢幡の宮にその報告に参つたと矢幡八幡の縁起に記す。また、宇佐の遷宮のたびに、大官司は矢幡八幡に出かけて、材木をもらう式をしたと伝える。この矢幡八幡には「神山神事」「禊の神事」がある、前者は榊をもって氏子の村を廻り、後者は旧六月三〇日御神輿と一緒に村中の人たち全部が海に入る。ともに日本の神事の古い形を残している。

宇佐郡横山村の稲積山は山伏が峯入りをして最後に参るところで、この山に久全寺という寺が山麓から移されてきたが、大友宗麟の焼打ちにあった。稲積山はもともと山体を拝し、この山とその麓は非常に古い山体信

仰と山麓聖地とされた。その聖地に辛嶋氏が繁盛し、稲積山霊をまつる古い住民の宗教社会に仏教・道教的なものをもって習合したのではないか。上毛郡山田郷の宗像八幡社は宗像神と八幡神との合祭といわれる。香春岳の新羅神の司祭者は婦化人との関係深い辛嶋氏であろう。(豊前国の「大宝戸籍」によると、六〇〇七〇%が秦氏であって、辛嶋氏もその関係であり、八幡さんは秦氏の神で「弥秦の神」であるという発表をした学者もある。)

「古事記」「日本書紀」が伝える宇佐国造は独自の女神をまつっていたが、やがてこれらの神を祭るようになったであろう。このように宇佐の聖地を守っている間に「ヤハタ神」の集団は道教・仏教など外来宗教と融合して豊国の巫祝を発生させた。(宇佐には比咩神の脇殿として北辰社をまつる)

そこに縁起によると欽明朝に朝鮮半島での日本の頽勢挽回の使命を負わされて朝廷から宇佐の地に差遣された大神比義が入ってくる。大神氏は大和におけるシャーマンの部族であり秦氏とのかかわりも深い。大神氏によってヤハタ神は三韓征伐に有力な伝承を有する菅田別尊(応神天皇)の神霊なりとする人間神、しかも皇室の祖先神信仰が六・七世紀頃つくりあげられたらしい。八幡神が応神天皇であるとの文献上の初見は「住吉大社神代記」で天平三(七三一)年に八幡は菅田天皇とみえる。これは対新羅関係の悪化から国家的な必要が生んだ人間神であった。宇佐の地はそのような外国事情に明るい婦化人の郷であった。そして、このように国家や衆生を救うということから天応元(七八一)年、朝廷は「護国靈験威力神通大菩薩」の号を贈る神道界での革命的問題がおこった。

大仏鑄造と八幡神の中央進出

天平一(七三八)年、宇佐の神宮寺である弥勒寺が国分寺扱いとなる。一三年藤原広嗣の乱平定後、報賽として八幡神に「最勝王経」「法華経」度者、封戸、神馬、三重塔寄進。一七年八幡社より東大寺造立の費を

寄進。一八年天皇病氣平癒のため八幡神に三位を贈り、封戸四〇〇、度僧五〇、水田五〇町歩を施入。一九年天皇は八幡社に大仏鑄造成就を祈願。天平勝宝元(七四九)年、宇佐八幡神の託宣、「われ天神地祇を率い、必ず成し奉らん。銅の湯を水となし、わが身を草木土に交えて、障ることなくなさん」と。

一二月一八日、八幡神入京。(一二月一九日託宣、二四日迎神使として石川年足・藤原魚名任命、略次諸国に兵士一〇〇人を遣し、また途次諸国に殺生を禁じ、酒・肉を断たしめ、一二月一八日五位以下の官人・衛士数十名をして迎えさせる)宮南の梨原宮に神殿築造。数日後、宇佐の祢宜大神杜女は上皇・皇太后と共に紫の輿に乗って大仏殿礼拝。八幡大神に一品、比咩神に一品、杜女に従四位下、宇佐の主神司大神田麻呂に従五位下を授与。翌二年、八幡大神に封戸八〇〇、位田八〇町。比咩神に封戸六〇〇、位田六〇町を寄進。

石清水八幡宮の成立

延暦二二(八〇三)年、最澄渡唐のため宇佐・香春社に祈る。帰朝後香春社に法華院建立(延暦寺の別院となる)。天長六(八二九)年、朝廷より宇佐の弥勒寺に講師僧として天台の光慈を派遣、光慈により境内に妙法堂建立。

天安三(八五九)年奈良大安寺僧行教、太政大臣良房の命により清和天皇即位奉謝のため宇佐に参詣。(清和天皇は良房の孫、文徳皇子、異母兄をさしおいての即位であり世間の批難もあったので、宇佐八幡の託宣にすがり気持がつよく、かねて祈願を重ねていた)行教は真言宗界の実力者、また宇佐大官司大神田仲麻呂と関係も密接と思われた。行教は四月〜七月の三ヶ月宇佐の宮で大東経典転読、真言密教念持の回向の結果、七月一五日、八幡大菩薩の託宣をうけた。「都に近く座を移し、国家を鎮護せん」と。行教は帰京して山城国異方の山頂に和光瑞を垂れること月星の如く、光照遍く満ち耀くをみた。そして再度示現があり、「移坐すべきの処は、石清水男山の峯なり」と、(八月廿五日)翌早朝行教は男山に登り三日間祈番して社殿の位置を定め、

事の次第を奏上した。これより先、天皇・皇后以下諸人も男山に紫雲立上り王城を覆う夢をみた。九月勅使下向男山の実地点検、直ちに六宇の御殿造営にかかり、やがて三所の神体を安置した。行教は命によって再度宇佐に参り、貞観三（八六一）年正月三日より二四日間「般若経」を奉読した。同時に石清水八幡宮には度者一五人を賜わって祈願僧とした。

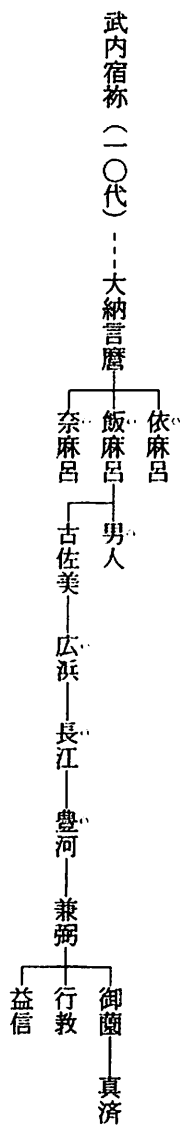
紀氏出身である行教は大安寺の東室第七院に住したが、入唐帰朝後、宇佐八幡に詣でて一古い夏九〇日の参籠をし、大銅二（八〇七）年大安寺鎮守として八幡神を勧請した。この経験から彼は宇佐へ良房によって派遣されたであろう。八幡の男山に遷座後、もともとこの山にあった紀氏の氏寺と覚しき石清水寺を改築して護国寺と称し、八幡社の神宮寺とした。そして行教の弟子安宗をその別当とした。これから推考すると宇佐派遣の以前から八幡神の遷座は行教によって計画され、良房の諒解を得ていたものと思われる。

石清水鎮座後一年の貞観三（八六一）年、八幡社は近京名神社（賀茂・松尾・稲荷・平野・梅宮・春日・石清水）に加えられて祈雨奉幣にあずかった。九世紀は奉幣順序が賀茂・松尾等に及ばなかったが、一〇世紀になると石清水が第一順序となり、実に伊勢につぐ名神大社となった。このようにして発足した石清水八幡は宇佐社と弥勒寺との関係のように、神社と護国寺が一体となった宮寺形式の体制をとった。別当職は安宗以後その弟子が嗣ぎ、第四代の会俗の死後（九二九）その子孫が世襲して紀氏一門が別当職を独占するに至った。中世真浄宗が僧の妻帯の習慣をつくったが、石清水はこれに先がけて平安期に不浄僧としての生活をはじめていたことは、神仏習合史上興味ある問題である。

八幡社の放生会は九州時代から行われていたが、石清水では貞観五年八月一日からはじめた。天曆二（九四八）年からは朝廷からの宣命使派遣がはじまり、「宮寺の沙汰」の上に「公家の沙汰」が合体という形になった。さらに一一世紀はじめから勅使下向ともなった。石清水の放生会は八月一三日からまず社僧団による準

備、一四日勅使下向、一五日朝大菩薩・比咩神・大帯姫命の三所神輿が上院から下院に渡御、夜に入って還御、その間に奏楽・献供・献花・献舞・相撲・競馬等があり、魚貝を川に放つ行事がある。また中世には五畿内諸国に「石清水放生会以前殺生禁断」を命じた。

紀氏と八幡



紀氏は武内宿禰の子孫とされ、古くから太宰府官人を勤め（〇印を付したのが太宰大貳）、宇佐との関係は行教以前から深かったとみななければならぬ。八幡は早くから佛教的な神の性格を帯びているが、「ヤハタの神」が「ハチマン神」になったのは、真言密教で不動安鎮法を修する際、八流の幡を立てることからであるという説もあるが、行教が大安寺において真言密教の大家といわれた点から、行教と八幡神の関係が明らかである。また日本書紀に八幡神は宗像三神をその起源とするところから、紀氏が瀬戸内海を中心とした航行に大きな地位を占めていたから、八幡神を内海航行の守護神として紀氏が重んじた、との説を岸俊夫氏は述べる。応天門の変（貞観八年）で中央名族であった伴氏や紀氏は没落させられるが、行教や弟の益信、甥の真濟らの名僧によって宗教的権威獲得の道をたどったとみななければならぬ。

出雲国の八幡平浜別宮

石清水文書によれば、鳥羽天皇天永二（一一一一）年に於て、出雲国意宇郡八郷庄はすでに石清水八幡宮の庄園たることがわかる。さらに保元三（一一五八）年の太政官符では出雲国に八所八幡領の名をあげる（横田・

安田・赤穴・枚浜・日茂・新松・白土・大田）元暦二（一一八五）年の頼朝の下文に「天下誰人不仰神徳者四海之内何者令_レ忽_レ結_レ宮御事哉、武士之權吹甚以不穩便也……」と、武士の神領における狼藉をいましてしている。尼子の臣亀井武藏守は八幡宮に兩界曼陀羅等を奉納している。

社領——嘉禄二（一二二六）年、国宣をもって一町三反歩を増加

天福元（一一三〇）年、惣檢校紀義季讓狀では神領六町歩

応安二（一三六九）年、社領二〇〇貫

毛利輝元社領三〇〇貫寄進、堀尾吉晴五〇石、京極忠高四五石

北条町山田八幡宮

吉川氏の家臣山田氏所持の伝記に「承平五（九三五）年、伯州山田別宮下向、八幡大菩薩奉還当所……」とあり、山田氏のこの地における勢力は石清水八幡宮領と結びついている。保元三（一一五八）年一二月の官宣旨に「伯耆国山田別宮」とみえるから、記録の上では平安末期には石清水領、八幡別宮の管理権を山田氏もっていたとみてよい。弘安六（一一八三）年同社の鐘銘に「大日本国山陰道久米郡北条郷山田八幡宮推鐘、此鐘者、平司舎兄、左金吾紀秀員、法名真觀、在_レ主之時、以_レ所_レ蓄量_レ之用途_レ所_レ奉_レ鑄也……」とあり、山田氏が紀氏と関係深いことがうかがえる。

法勝寺の馬場八幡

古い棟札に康永二（一三四二）年のがあり、土地の実力者藤原泰豊らの社殿造営であろう。さらに、天正一三（一五八五）年、出雲の三沢為清・為虎がこの社と関係した棟札もある。また、江戸時代神職であった中林家文書に、永禄八（一五六五）年与布佐渡守光清、高橋対馬守久光が連名で、藤侍者なるものに三沢氏から証文をもらってやったことがかいてある。

この文面から戦国期この神社に神宮寺があり、社寺ともに三沢氏支配下にあったことが判明。永禄一二（一五六九）年、藤原の一族と思われる佐藤十郎左工門隆信が神宮寺に八幡祭の勅行を命じている。伯耆志では、馬場村の修驗戒乘院（当山派）は住吉は八幡社の神宮寺で「岩磨山神宮寺」と称したという伝承を記す。

西伯町谷川の八幡（福田庄八幡宮）

社伝では鎌倉時代創建。棟札では天正一八（一五九〇）年、吉川広家家臣で、奉行佐々木源兵衛尉春芳、宮作事奉行新庄親直、神主牛尾大藏右工門とあるが、新庄親直は当地方その頃の支配者であった山田重直・信直父子と関係あるようである。福田庄は清水川・柏尾・谷川・坂根・上境・大袋・下安曇を氏子とした。

倉吉余戸谷町生田八幡宮

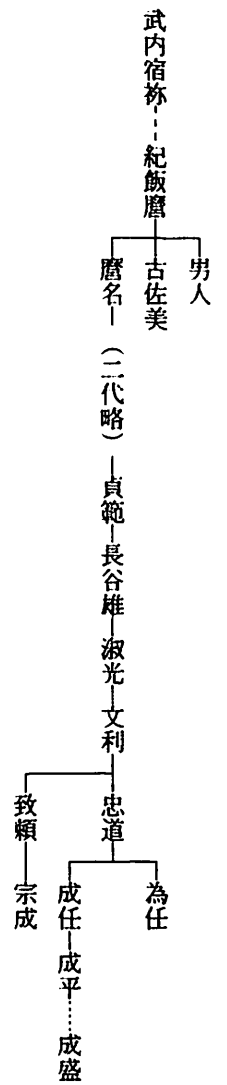
山名豊時が石清水より勧請とも、生田の豪族水谷出羽守が宇佐より勧請とも伝える。祭神応神・仲哀・神功、合祭武内宿祢・素盞鳴命宇迦之御魂。

放生会、旧八月一五日（現祭日一〇月一五日）山名によってはじめられたとする。

江戸時代は藩士駐在して祭礼を取締り、流鏑馬の神事あり、西籠に神宮寺（明現寺）を有し、祭事はその社僧がとりしきったと伝える。

伯耆国西部における土着豪族紀氏一門と八幡社の信仰

鳥取県史の原始古代編にも記すところであるが、武内宿祢からの系図によると、前掲の系図に関連して次のような紀氏系図がある。



奈良時代には朝廷で実力を握った紀氏であったが、平安時代になると藤原氏が中央要職を独占し、紀氏・大伴氏らは斜陽貴族の有様を呈するようになった。彼等は一〇世紀頃から以後は地方官としての地位に甘んじ、そこから得ることの出来た名譽と財物が彼等の拠りどころであった。右の系図でいえば、忠道・致頼の兄弟は一世紀のはじめ頃（一〇一〇―一〇二〇年代）出雲・伯耆の国守をつとめている。忠道の長子為任も伯耆国に下向し、任期後には伯耆に土着した。その弟の成任も同じようなコースをたどっているが、西伯耆で在地の勢力を相当に扶殖していたらしく「小右記」の治安三年の記事によると、伯耆国司藤原資頼の政治を非難する投書を成任が内大臣藤原教通に投じ、また人を使って京都で資頼非難の落書をさせた事件があった。紀氏はこのように一一世紀頃から土着豪族として土地・住民の上に力をもっていたと考えられる。

大山寺縁起によれば成任の子成平は康平六（一〇六四）年四月の大山権現御幸会式に頭人として幣帛をささげており、さらに百年ばかり後の成盛も大山権現に承安二（一一七二）年鉄製厨子を納め、その銘に「伯州会東郡地主紀成盛」と記したことは有名である。紀氏がいわゆる「長者ヶ原」を拠点に四方に勢力を扶殖し、大山参りの長者道、日吉津大神宮への長者道などの伝承でもその勢力振りが語りつがれている。

馬場八幡の内藤家の由緒書等には、この八幡社が何時勧請建立されたかは不明であるが、おそらく平安末期紀氏が土着勢力をかためた頃、直接には石清水八幡社を勧請し、自らの氏神として崇敬したものと考えたい。

紀氏の流れは中世において、会見（相見）・巨勢・進などを名乗るようになっていくが、彼らによって八幡社の祭祀一切の行事がとりしきられていった。中世末期吉川広家の支配時代、八幡社の火災による焼失があり、相見家は社家を辞し、京都から内藤家が祠官としてむかえられているが、八幡社の勧請以後の維持発展は紀氏一門と一体のものであった。

伯州会見郡大社八幡宮御由所書 付り内藤官兵衛以後代々記録 正神主内藤遠江守
安永八（一七七九）年五月

一今度当社由所書差出候様二御月番何々殿より被仰渡候間、以書付奉申上候、柳々一郡大社八幡宮勸請之由来は、人皇四十三代元明天皇和銅年中建立之由代々申伝候得共、余り年久故時々之依兵乱、或は致焼亡、其子細旧記等不分明二御座候、雖然中古七拾四代鳥羽院之御宇、天永二年新二造栄（宮）棟札等只今二御座候、其後当安永年中迄凡ソ六百六十年程也、造栄建立之棟札等誠二数多御宮二納り、当時迄明白二御座候、中古右大将頼朝公鎌倉鶴岡八幡宮御建立之砌、諸国一ヶ国二八社之八幡宮建立之御下知之節、当社再勸請之由、其後或は国主或は領主時代節之建立造栄二御座候、右之趣棟札二御座候、併棟札も文字不分明成ルも御座候、年来之儀二御座候得ば虫喰二成り候も御座候繁数々候間先ッ如此二奉申上候、往古は為社領千石余も御座候由、其後五百三拾石程二相成り候処、先年当国御流水之節、右之社領田畑流失セ、漸ク残り候而當時は高三拾四五石程宮付二相成り、当時領主よりも隆地二而差添へ申候、右之次第故、御宮柄古ハ不及申上中古後迄も私家より外二社家も数々御座候、社付侍分之者も同然二御座候、然ル処或は兵乱之砌退散致候者も有之、又は祭政之違道を募、我意乱法成ル職道二不在身持故、其時之以命其家及断絶候義も有之、社領は洪水二流失セ、国主・領主は依不成治國一節々時々二入替り旁以旧記等不分明二相成義共数多御座候

候、其乱法之節八幡宮御宮付之宝物、弘安・建武之比之御繪旨、將又応安・応永之節之御教書等も或は盜取り、或は焼亡、且ハ売取り、言語同斷難、尽筆端、義共ニ御座候、故ニ今ニ遠近之上民百姓之手ニ渡り候も聞及、又は売徳利潤之沙汰ニ相成候筋も有之、重得其々職道身ニ仕候而は口惜次第共教多御座候。已前より之正明を守り、當時迄祭政之御徒専ラ勤行仕、右連転乱法ニも残り候家は乍、恐私老人ニ而御座候、往古中古より教代当社職務正神主役全ク相伝ヘ申候、尤年久故ニ中古迄之義は系図計リニ而、万端難、書留、中古北面之侍私家に右之乱法之御御宮山所（緒）柄故、為養子被差下候も私之家ニ而、中先祖内藤官兵衛と申候。其以來八万事ニ何事も私迄教代明白ニ旧記等迄相ヘ置、天四海静謐ニ修身治國平天下を奉、祀候、前々より八幡社支配之神領之内は不、及申上、或は職分之道筋之儀ニ付、当國日野郡・汗入郡又ハ雲州意宇郡又能義郡之神職之輩、本所古田工往復之添書、將又御裁許取次万事吟味、私家先祖より仕、右之証文教通所持仕候、且又右神領之内社侍、社役并ニ町家百姓ニ至迄、一切支配仕候処、前書申上候通洪水ニ御神領流失セ、兵乱ニ退散いたし、旁以只今は右之書付等斗り残り申候事共ニ御座候。尤内藤官兵衛相勤申候節は將軍宣旨、一天泰平之御玉串願上申候證分等御座候、外二人馬往來御證文頂戴仕候義も御座候、右之書付は只今ニ私代々家ニ大切ニ仕置候、近古豊臣朝臣之朝鮮征伐之節も異國降伏之御祈願當社八幡宮被、為仰付、則舟中迄罷越異國降服之御祈願成就ニ付、御宮奉納ニ菊桐御紋付之翁而御宮納り只今ニ御座候。其節、内藤官兵衛ニ右奉、抽丹誠之由、為御褒美、菊桐之御紋付乗物拜領仕候。其外御祈禱筋も段々仕候。天正年中より後ニも中村伯耆守領主之砌ニ至つても當社八幡宮江月參等仕候節も有之、其外先々領主備後國神辺城主杉原兵庫頭景盛、出雲國伯州掛領吉川藏人広家等皆以信仰之上寄附状或寄進物等何レも仕候事ニ御座候而、内藤官兵衛子息官太夫、其後代之私迄相勤候処、當時領主よりも造營之砌為、建立修繕等少々差出申候。尤郷内村中之惣氏子共万端出情仕、宮詰り等も出来仕候、雖然往古中古之中上候田記之様子ハ誠ニ中絶ニ相成り、誠神位（威）之とおとろへ扱々残念奉

存候、此ノ砌由所書御尋ニ付、荒々書付差上申候。（以下省略）

八幡宮社領并旧記録写差出扣 内藤佐渡守 文政十一年八月廿日

凡テ吾國ハ神明統伝シテ制ヲ立ツ、誠ニ皇都ヲ恢郭シ、今運屢長蒙、民ノ心朴素、時ニ随ツテ元々を鎮ム、上ハ則チ乾靈授國ノ徳ニ答ヒ、下ハ則チ皇孫正シキヲ養フノ心ヲ弘ム、然ル後（但シ此間虫食ナリ）都ヲ以テ聖造ヲ妨グルヲイカンセン、皇天ニ祖ノ詔命ニ復シ、神籬ヲ建樹スルハ此時ニ発スルモノナリ。粵ニ奴等神職ノ家ニ生レ、神世ノ古事本朝ニ祖宗廟ヲ尋ネ、八幡宮ノ起源ニ鑑ミルニ、天皇十六代応神天皇諱ハ誉田天皇、足仲彦第四子也、母ハ氣長足姫尊ト曰ウ、天皇皇后ヲ以テ新羅ヲ討ツノ年、歲次庚辰十二月、筑紫ノ蚊田ニ生ル、幼ニシテ聰ク、玄監深遠（ハルカニミルコトフカクトオ）シ、動容進止（スガタフルマイノリアリ）、聖表有異焉（ヒシリノシルシアヤシキコトアリ）。皇太后摂政ノ三年立チテ皇太子ト為ル、〔時二年三〕初メ天皇孕マレタマイテ、天神地祇三韓ヲ授ク、既ニ産ルルノトキ、突腕ノ上ニ生イタリ、其ノ形軀ノ如シ、是レ皇太后雄裝シテ軀ヲ負エルニ尚エタリ、〔尚、コレヲ阿叡トイウ〕故其ノ名ヲ稱エテ誉田天皇ト謂ウ、〔上古時俗、軀ヲ号イテ褒武多ト謂ウ〕一ニ曰ウ、初天皇太子トシテ越國ニ行キテ角鹿筒飯大神ヲ拜シタマウ、時ニ大神太子ト名ヲ相易玉ウ、故大神ヲ号ケテ去來紗別神ト曰イ、太子ヲ誉田別尊ト名ク、然ハ則チ大神ノ本名ヲ誉田別神、太子ノ元ノ名ヲ去來紗別尊ト謂ウベシ、〔此処五字位虫〕「然レドモ見ル所無シ、未ダ詳ナラズ」二十二年三月難波ニ幸シテ大隅宮ニ居ル。四十一年二月天皇明宮ニ崩ズ（中略）

惟厥此州此郡鎮座之八幡大神ハ、人皇四十四代元正天皇養老四年九月異國襲來、日向大隅大ニ乱ル、朝廷宇佐神宮ニ寇賊ヲ平ケンコトヲ祈ル、大神託シテ曰ク、是戰ハ其レ死傷多シ、我甚コレヲ憐ム、願クハ寇平之後放生ヲ諸國ニ置ケト、諸國八幡ノ放生會此ヨリ始マル、邇來当社其御宇國主ノ詔勅ヲ奉ジ、此川ノ清流上四至八町ニ靈

地ヲ定ム、本社三軒社、中尊八幡田別尊（尊神天皇、大鶴尊尊仁德天皇、仲姫尊皇）ヲ以テ左右相殿トナス、而シテ別宮二字、右八足仲彦尊（尊神天皇、左八氣長足姫尊神功皇后、奉仕神二神、武内宿禰・物部大連・門容神兩神、隨神門、官門三軒、軒、拜殿三軒四軒、長廊三軒十五軒、瑞籬鳥居威經管美ヲ盡ス。後二常盤木生茂リ、天雲、山前ノ如シ、并二本華白木綿二照ル、或歌ニ曰ク、神風ヤ早川ノ瀬ノ水清ミ心ノ塵毛流ル辺キ加那、此川ニテ放生会遂行ス、毎年八月十五日神輿、早川頭ニ行幸シ、種々ノ物備ヘ奉リテ、神司宇豆幣帛ヲ以テ広ク厚ク稱祈啓ス、集侍伶人伎楽ヲ奏シ供奉甚ダ厳然タリ、還幸シテ国司武士ノ騎ヲシテ馬ヲ競ワシム、而シテ尔来宮地ヲ改メテ馬場村ト名ツケ、郷ヲ八幡ト號フ、往昔ヨリ数ヶ所ノ神田ヲ附与シテ年中行事時ニ違ワズ、懈怠ナシ、俾ナルカナ盛ナルカナ、吾方朝二所ノ宗廟護國ノ靈神ノ威力仰ケバ弥高ク信ズレバ愈新ナリ、誰力畏敬セザランヤ、誰力尊信セザランヤ。此ノ川ノ流ハ湖瀬ノ替アリトモ、吾方神明ノ康榮將ニ天壤トトモニ懸ナキ者ナリ、仍ツテ当社神寮紀氏（家次、苟今亦崇敬シ、吾方宗祖謹ンテ宣ベ畢ンス。凡替田尊ノ伝記ハ諸国ニ見ユ、故ニ詳ヲ略シテ載セザルノミ。

覚

一当社八幡太神ノ儀ハ往古勅願所ニ而人皇四拾四代元正天皇ノ御宇養老四年九月四至八町之宮地ヲ鎮奉、宇佐八幡宮当地工勸請、天皇始政夷大將軍公、御国守被遊御信仰御繪旨、御教書別而因伯大守公先刻之例ニ而被遊御寄進、委細之儀ハ旧記由緒書寫差上置候。

御繪旨、御教書寫（伯耆志も参照）

- 但馬国土田一分地頭職依勲功之賞 巨勢家盛可令知行者、繪旨如此悉之。
元弘三年五月五日 勘解由次官（藤原光守）判
- 但馬国龜別宮地頭職、依勲功之賞、巨勢家盛可令知行者、繪旨如此悉之。

元弘三年五月五日

勘解由次官 判

- 奉寄進 相見八幡御宝前 伯耆国久保田内三谷村地頭職事
右意趣者、天下泰平殊当国凶徒対治者偏所奉憑、当社加護也、仍寄進状如件

建武五年六月二日

前伊豆守源時氏 判

- 美作国青倉庄地頭職為勲功之賞 相見五郎左衛門尉宗国可令知行者、天氣如此悉之御状
興国元年十月十七日 右少弁 判

- 但馬国土田郷一分地頭職并龜別宮地頭職事、依為由緒之地可被知行之状如件
觀心二年十二月廿七日 源（義詮？） 判、相見左衛門太夫人道殿

- 宛行染坪田事 合三段半 一町六反之内、下寄二斗五升代也
右前後田者、神主本名内八所宛行也、津有御年貢以下御公事等任先例可令勤仕之状也
正平九年二月 日 真吉 判

- 巨勢宗国依有合感（家盛？）忠、有恩賞矣
文和三年三月四日 左近中将（山名時氏） 判

- 寄進 伯耆国相見庄八幡宮御宝前、右旨趣者、宗源禪門衆病本復除災与案併令依大菩薩応化眷属加護者
歎、然問弥為奉仰家門繁栄宿福、以当国二宮庄狭少下地、坪付別紙有之所、令寄附之状如件
応安三年庚戌三月廿七日 源時義 判

- 伯耆国会見郡相見庄八幡宮領事

合 清里名 氏宮田伍段
朝山名 神主職

右於彼神領、反錢以下諸役令停止所也、早守先例、神主相見左衛門五郎可全社役之状如件

応永廿六年十二月廿五日 大膳太夫源朝臣(佐々木高詮) 判

○ 八幡領高四拾石之處、年貢先以近江守に被預置様との御内儀候、度々此旨申入候義其通に被仰付、尤候、恐惶謹言

(慶長) 極月廿八日 友松六左衛門尉 判

武田市左衛門尉殿

安西八兵衛尉殿 人々御中

糺(但)最前得御意置候条、先其段に被成候而可指置候、以上。

○ 会見郡八幡宮社領高四拾石并宮林竹木共二被遣候、自今以後可有所務者也

元和四年八月十六日 惠藤作太夫 判

神主近江守殿

○ 会見郡八幡ノ馬場村神領定上免之事

高五拾五石九斗八合、内四拾石神領、此物成拾六石八斗、但し四ツ式分。

残高拾五石九斗八合、物成六石八升壹合、夫米四斗壹合、二口合七石八升貳合、外二口米有

右相定上者霜月以前二皆済可有之者也

元和六年四月十六日 上田宗右衛門 判

萩原源右衛門 判

惠藤作太夫 判

八幡神主三介殿

○ 内々被申聞候当社八幡領従前之高四拾石式斗七升三合、馬場村下札之内二書付、庄屋工相渡候条、其心得

ヲ以弥社中講事不可有油断候、恐々謹言

寛永九年九月廿六日 円山勘解由 判

神主中書殿

○ 会見郡八幡宮林竹木知行二付来り候間、従公儀御伐有間敷候、為後日之如此也

寛永拾三年三月十五日 沢住左近右衛門 判

野崎三右衛門 判

神主中書殿

棟札の件

一七十四代鳥羽院御宇天永二(一一一一)年、御建立被遊候、古棟札于今御座候二付、安永八巳亥年棟札有増差上申置候、然ル処自是先代古棟札三枚御座候得共文字不分明、無其仮納置申候事。

一八十二代後鳥羽院御宇、右大将頼朝公再建被仰付候、其後観応・応安・応永年中二モ御造營被仰付候得共、旧記而已云々。

一百四代後土御門院御宇、明応七(一四九八)年十一月廿日御造營被仰付候事。

一百八代後陽成院御宇天正十七(一五八九)年卯月二日御造營国郡主吉川藏人頭四品拾遺豊臣広家と御座候事。

一因伯大守公寛永十一(一六三四)年社頭悉御修覆被仰付、則御普請御奉行は大西定兵衛、大工頭は野間三郎右衛門、小工次郎右衛門、其外大工三拾五人被遣候而造營成就仕候、自夫御代々御修覆奉願候処、御時節假成二取繕置候事。

其他事歴

- 一 寛保三（一七四三）年亥年十月被遊殿様御婚姻候二付、高三步通老年限末々より差上申候二付、民安全之御祈禱被仰付候、御証文所持候事。
- 一 若殿様・御姫様御抱瘡安康之御祈禱被仰付候、御証文所持仕候事。
- 一 太閤秀吉公より三番更面筋面当社八幡宮工被遊御寄進干今奉納仕置候事。
- 一 前国守中村伯耆守殿三拾六歌仙御奉納干今御座候。
- 一 河岡山城守大般若經御奉納干今御座候。
- 一 秀吉公工官兵衛より馬老疋献上仕候二付、駿足之由二而、「馬一疋被相贈候、自愛不斜候、猶青山主人可述候、謹言。
- 一 寺社御奉行山田弥兵衛・同吉村清左衛門御役之節、御目見工被仰付候、御証文所持仕候事。
- 一 親遠江正月十五日登城御目見工被仰付御祈禱札城工持参納申候、然ル所正月十五日八幡宮初祭注連下社家致出勤候二付、日替奉願候処、閏十二月廿二日被仰渡二月朔日願之通被仰付候事。
- 一 私儀親遠近通奉願候処、文化式年丑四月三日願之通被仰付、登城仕候節御祈禱御礼御城工持参仕干今納申候事。
- 一 安永八年六月廿三日親遠江工御直触被仰付候二付、引続寛政十二年申三月廿七日親遠江通被仰付候事。

一 吉田殿御直触御証文写

其許今般就願、被復旧例格社被仰出候、自今惣幣頭不及添簡上京可有之候也。

文政貳寅年五月五日

鈴鹿筑前守 判

鈴鹿豊後守 判

鈴鹿河内守 判

内藤蔵人 殿

○ 文化十三（一八一六）年三月廿九日、八幡宮正遷宮、藩よりは米子から警固の足輕派遣。棧敷を組むことについて山奉行が異見を申した。神社側は先規の通り設営したといい、両者の論議となり、神輿行幸も差支えようとした。神社側は山奉行をせめ立てて、ようやく神幸を終えた。八幡宮では荒尾家を通じて、藩が何故山奉行を出張させたのか、しかも心掛けのよからぬ人物である。もし神幸が差支えたなら、殿様に対して誠に申訳ないことになるであろうと申入れた。

内藤家系図写し

- 一、淳和天皇後裔、内藤綱満は北面の武士、家紋は藤の丸あるいは片藤。
- 網満十六代の孫綱教、その三代の孫内藤官兵衛綱宗は初め足利義昭に仕え、六波羅の勤仕、その後信長・秀吉に仕え、相見盛宗に不法の事あり、神主職として天正十八年内藤官兵衛が京都から伯耆に下る。
- 二、二代内藤官兵衛綱只、伯耆西部・出雲能義郡の神官進退取次を当社より京都吉田神社への権を与えられる。
- 三、三代内藤官兵衛綱広。
- 四、四代内藤中書藤原綱次、三代綱広の弟にして、綱広病身につき、元和九年寛永十四年代勤。
- 五、五代内藤中務少輔藤原綱寿。
- 六、六代右京亮藤原綱重、伯耆国会見郡の幣頭、弟掃部助寿綱は尾高二宮の神主断絶により尾高に入る。また弟好松は宗像にうつり宗形神社に奉仕、内藤越前と称す。
- 七、七代伊豆守藤原寿長。

- 八、八代舎人藤原寿職、後に左門藤原寿陳。
- 九、九代近江守藤原寿吉。
- 一〇、十代遠江守藤原寿常。

江戸時代馬場村八幡社由緒概要

寛永十一年(一六三四) 八幡社造営、藩主光仲より大工頭野間三郎右衛門以下三十六人派遣。

延宝元年(一六七三) 八幡社造営のため、藩より銀二貫五〇〇匁拝借、御立山にて用材六〇本伐採許可、会見

郡中より高懸五十石抛出許可。

元禄七年(一六九四) 八幡社修葺のため、藩より銀一貫二〇〇匁拝借、御立山にて伐木八〇本許可、郡中より

高懸五〇石抛出許可、社頭での万才芝居二七日間許可。

正徳五年(一七一五) 修葺のため、用材八〇本を御立山で伐採、郡中より高懸米二〇石許可。

元文二年(一七三七) 修葺のため、用材八〇本前例の通り、郡中抛出米二〇石、万才芝居二七日許可。

寛保三年(一七四三) 十一月一日、四代藩主宗泰婚礼につき、各郡代表神社にて祈禱、会見郡は八幡村八幡社

(汗人は国信八幡、日野は宮内村桑々福大明神)

宝暦五年(一七五五) 修葺のため、用材四〇本、米二〇石前例の通り許可。

明和八年(一七七二) 修葺のため、用材四〇本、米二〇石前例の通り許可。

安永九年(一七八〇) 神主内藤遠江に直觸仰付け。八幡社造営のため、銀一〇枚拝借、用材四〇本、米二〇石

前例の通り。さらに伯州一匁勅化の許可。

寛政十二年(一八〇〇) 修葺のため、銀一〇枚、用材四〇本、米二〇石前例の通り許可。

文化十一年(一八一四) 右に同じ。

天保九年(一八三八) 大破箇所一ヶ所に及び修葺のため、用材四〇本、銀一〇枚は前例の通り、さらに会見

郡中勅化許可。

安政三年(一八五六) 近來の照統きにより、各郡大社にて五穀成就雨乞祈禱を藩より命ぜらる。(七月一日)

元治二年(一八六五) 修葺のため、用材四〇本、銀一〇枚前例の通り許可、伯州一匁勅化は翌年廻し許可。

文化年間調べ

八幡社氏子——八幡・新庄・殿河内・坂中・岩屋谷・大寺・岸本・押口・吉長・遠藤・水浜・馬場・立岩・小野・小町・鶴田・別所・山市場。